様式第２号（第３条関係）

処　分　基　準　整　理　票

処　　分　　名	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の取消、現状変更等の停止の命令	
根　拠　法　令　名	文化財保護法	(条項)　第１２５条第３項において準用する第４３条第４項
基　準　法　令　名		(条項)
所　管　部　署	教育委員会　文化財保護課	

【処分基準】　・文書の名称【　　】

・掲載図書等【　　】

・内　　容　■全部記載　□一部・項目のみ記載

史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の条件に従わずに行われた現状変更等で、次の各号のいずれかに該当するとき。

(1)　現状変更等が保存管理計画に定められた基準に反し、又はそのおそれがあると認められること。

(2)　現状変更等が指定の解除又は一部解除につながるものと認められること。

(3)　現状変更等が指定物件の保存に相当程度の支障となり、又はそのおそれがあると認められること。

(4)　現状変更等が指定物件の整備に相当程度の支障となり、又はそのおそれがあると認められること。

参考

〔根拠法令〕

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第１２５条

３　第１項の規定による許可を与える場合には、第４３条第３項の規定を、第１項の規定による許可を受けた者には、同条第４項の規定を準用する。

（現状変更等の制限）

第４３条

４　第１項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

※　処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。